

下田市緑の基本計画策定業務委託  
要求水準書

第1条 適用範囲

本要求水準書は、下田市が受託者に発注する「下田市緑の基本計画策定業務（以下「本業務」という。）」に適用する。なお、本要求水準書に記載のない事項については、下田市業務委託共通仕様書及び協議によるものとする。

第2条 業務の目的

本業務の目的は以下のとおりである。

本業務は、緑豊かな下田市を形成するため、本市の文化・自然・環境・水系等に係わる現況整理を行うとともに、緑が持つ多面的機能を活かすよう、緑の保全・創出に係わる将来像、方針及び具体的施策などを整理し、都市緑地法第4条の規定に基づく緑の基本計画を策定することを目的とする。

人口減少や少子高齢化社会を見据え、住民の暮らしの質を高める取り組みや持続性が重要となっている。現況及びこれまでの取り組みの実施状況を踏まえ、利用者に満足感のある施策の実施を目指す。

第3条 対象区域

下田市全域

第4条 準拠する法令等

本業務は、本仕様書による他、次に掲げる関係法令等に準拠し、実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市緑地法
- (3) 都市公園法
- (4) 生産緑地法
- (5) 下田市総合計画、下田市都市計画マスタープラン、下田市立地適正化計画
- (6) その他関係法令・規則・通達等

第5条 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで

## 第6条 管理技術者及び担当技術者

### (1) 管理技術者

技術士（総合技術管理部門又は建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画））の資格を有する者とし、過去10年以内（平成24年4月1日から令和4年3月31日まで）に緑の基本計画策定業務又は類似業務（※1）の実績があること。

※1 類似業務：立地適正化計画、都市計画マスタープラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (2) 担当技術者

技術士（総合技術管理部門又は建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画））の資格を有する者とする。なお、担当技術者は、その分担する業務内容により複数配置することを妨げない。その場合には、本業務における業務内容を明確にし、主たる担当技術者1名を選任することとする。

## 第7条 照査技術者

技術士（総合技術管理部門又は建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画））の資格を有する者とする。なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

## 第8条 業務内容

### (1) 計画準備

本業務の目的及び主旨を十分に把握した上で、業務内容、業務体制等を記載した業務計画書の作成を行う。業務計画書は業務着手時打合せの際に提出し監督員の了承を得るものとする。

また、業務遂行にあたり必要となる既存資料を収集整理する。

### (2) 現況・課題整理

#### ①市の概況等の整理

市の概況、自然的条件、社会的条件について既存資料を調査し、整理する。

#### ②上位関連計画の整理

本計画の方向性や方針について、市の諸計画との整合を図るために、緑地や緑化に関する市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画を整理する。

### ③公園、緑地現況の整理

都市計画基礎調査等の既存資料を使用し、公園、広場、施設緑地(公共施設緑地、民間施設緑地)及び地域制緑地の個々の面積や所在等を取りまとめ、将来の目標数値の積み上げ根拠として整理する。

### ④施策の進行状況等の整理

庁内関係課における公園、広場や緑に係る課題、あるいは関連する事業や施策の進捗状況、今後の想定される新規事業等の情報を収集し、課題に挙げる内容を整理するとともに、計画に掲げる施策を検証する。

### ⑤課題の整理

上記①～④との整合等を考慮して、計画策定に向けた課題を整理する。

## (3) 緑の将来像と基本方針等の検討

### ①将来像の作成

「緑の基本計画」の基本理念を整理し、地域特性、都市構造を考慮して、緑の将来像を設定するとともに、緑の将来像図を作成する。また、緑の将来像に基づいて、緑と水の保全、創出、活用などに関する目標、方針について整理する。

### ②将来フレーム、緑の基本目標水準の作成

総合計画、人口ビジョン等で設定した人口等のフレーム、あるいは緑地現況の整理結果等を基に、計画のフレームを整理するとともに、将来必要となる緑地の目標水準を作成する。

## (4) 緑地の配置及び都市緑化に関する方針の検討

### ①緑の配置方針の検討

緑の将来像を実現するために、緑の将来構造を検討するとともに、緑の役割を考慮しつつ緑地の配置方針の案を検討する。

### ②都市公園、広場等の整備・管理の方針の検討

都市公園の整備目標、配置、管理の方針の案を検討する。

## (5) 緑の推進施策等の検討

緑の将来像と基本方針に基づき、緑の推進施策の体系を検討するとともに、推進施策の内容(緑の保全・再生、緑化の推進、都市公園・公共施設緑地の整備・充実、協働

の体制づくり等)を検討する。

(6) 計画とりまとめ

本業務の検討内容を踏まえ、素案や案を作成し、各種会議等の結果に基づき、修正を行い、下田市緑の基本計画を取りまとめる。

(7) 各種会議及びパブコメ等の運営支援

庁内の関係各課との協議調整及び合意形成のため、下記のような会議やヒアリング等の実施にあたり、当日の進行支援、必要な資料の作成、結果のとりまとめなど、開催を支援する。

- ・ 庁内検討部会
- ・ 有識者ヒアリング
- ・ ワークショップ
- ・ パブリックコメント
- ・ 都市計画審議会

(8) 打合せ協議

業務遂行に必要な協議打ち合わせについて、必要に応じて適宜行う。

(9) 業務報告書の作成

検討の流れ、検討結果をとりまとめた業務報告書を作成し、策定した下田市緑の基本計画を基に概要版の作成を行う。

第9条 成果品

- (1) 業務報告書 1部 (電子データ含む)
- (2) 緑の基本計画 計画書 1部 (電子データ含む)
- (3) 緑の基本計画 計画書 (概要版) 1部 (電子データ含む)
- (4) その他、協議の上、必要とした資料